

平成 16 年 5 月 21 日

## 2005年度 三位一体改革への関西からの共同提言

福井県知事	西川一誠
三重県知事	野呂昭彦
滋賀県知事	國松善次
京都府知事	山田啓二
大阪府知事	太田房江
兵庫県知事	井戸敏三
奈良県知事	柿本善也
和歌山県知事	木村良樹
徳島県知事	飯泉嘉門
京都市長	梶本頼兼
大阪市長	關淳一
神戸市長	矢田立郎
大阪商工会議所会頭	野村明雄
京都商工会議所会頭	村田純一
神戸商工会議所会頭代行	太田敏郎
社団法人関西経済同友会代表幹事	奥田務
社団法人関西経済同友会代表幹事	松下正幸
関西経営者協会会長	奥井功
社団法人関西経済連合会会長	秋山喜久

## 1. 地方分権推進のための改革を

三位一体改革は、地方がその地域に関する政策を自己決定する分権型社会を築くため、地方自治体が財政的にも自立し自己責任をもつことができるよう国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直しをまさに一体的に実行しようとするものであり、「この国のかたち」にもかかわる重要な改革である。政府は、この改革理念の原点に立ち返って三位一体改革を断行すべきである。

具体的には、地方の歳出と税収の乖離をできるだけ小さくするよう国から地方へ基幹税による税源移譲を行うとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減により地方自治体に対する国の関与を縮小し、これらにより拡大する自治体間の財政力格差に適切に対応し、かつ地方の経営努力を無駄にしない地方交付税制度に改めるべきである。

## 2. 2004 年度改革の問題点

三位一体改革の初年度となった 2004 年度は、国の財政再建が優先され、本来の地方分権推進のための三位一体改革からかけ離れた内容であった。

特に、基準が明確にされないまま単なる数字のつじつま合わせにより廃止・縮減する国庫補助負担金が決まり、その額に見合った税源移譲が行われなかったことは問題である。また、国庫補助負担金の廃止・縮減内容が地方の裁量の拡大につながっていないことも大きな問題である。

さらに、2004 年度地方財政計画では地方交付税と臨時財政対策債を合わせて 12% の大幅削減が行われた。このことは自治体の予算編成や財政運営を困難に陥れ、国民生活に影響を与えることが国民不在のまま決定されたという意味において問題である。

### 3. 2005 年度の改革に望む

このように問題が多かった 2004 年度改革の轍を踏まないために、地方 6 団体等と事前に協議する手続きを定め、経済財政諮問会議において、2006 年度以降も見据えた税源移譲を基本とする三位一体改革の全体像とその工程表を明らかにしたうえで、3 つの改革を進めるべきである。

改革を進めるにあたっては、国・地方を通じた持続可能な財政構造を確立するため、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、真に不可欠な財政需要を明らかにして、国・地方それぞれがその需要に見合う財源を確保できるようにしなければならない。

#### (税源移譲)

地方の自立という理念にそって改革を進めるため、まず税源移譲の規模、税目および実施時期を先行して決定すべきである。

そもそも国と地方の税源配分はその役割分担に見合ったものでなければ地方が自主的・自立的な行財政運営を責任をもって行うことができない。当面は、国民からみた税負担を拡大させない範囲で、国：地方の税源配分が 1：1 となることをめざして、税源移譲の目標額を決めるべきである。

また、多様な財政需要に対応できるよう、所得税、消費税など複数の基幹税を税源移譲対象税目とし、国と地方の役割分担に見合った税源移譲を行うとともに、住民税の比例税率化などにより税源の偏在性の課題を解決する必要がある。

#### (国庫補助負担金)

国庫補助負担金の削減目標額と、奨励的補助金等を優先するなど廃止・縮減の対象となる国庫補助負担金の基準を明確にする。そのうえで、公共事業

関係の国庫補助負担金を含め廃止・縮減する国庫補助負担金のすべてを税源移譲の検討対象とし、個別の国庫補助負担金ごとに移譲額算定の根拠を明らかにする。

また、負担率の引き下げのような、地方の自由度の拡大につながらず、単に地方への負担転嫁にすぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は行うべきではない。

国庫補助負担金を廃止・縮減したのち引き続き地方が実施する事業については、地方の自由度を高めるため、地方の自立を阻害するような規制そのものも同時に廃止する。

#### **(地方交付税)**

地方交付税を見直すにあたっては、財源保障機能と財源調整機能を重視し、国と地方の役割分担をふまえない国の財政再建の観点からの地方交付税総額の削減は行わないこと、国の政策手段として地方交付税が利用されないよう自治体の多様な財政需要をふまえつつ政策決定に客観的で中立的な仕組みとすることを大原則とする。

法令等により国が地方に義務づけている事務をはじめ、地方自治体が一定水準の住民サービスを持続的に提供していく必要があるものについて、国民に対してその内容等について十分に説明したうえで確実に財源保障を行う。

一方で、税源移譲後の自治体間格差を是正するための財政調整については、地方自治体の自主的・効率的な財政運営を促す方向で、大都市圏の財政需要や不交付団体に対する財源調整のあり方を含めて地方の意見を十分ふまえつつ検討する。

以上